

随意契約理由書

1 案件名称

木川第 1 住宅 7・8 号館解体撤去工事外 1 件設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社前田都市設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、市営住宅建替計画や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社前田都市設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ
(電話番号 06-6208-9243)

随意契約理由書

1 案件名称

木川第1住宅3号館建設工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社前田都市設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、市営住宅建替計画や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社前田都市設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ
(電話番号 06-6208-9243)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

宝栄小学校屋体棟増築その他工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 杉原設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、業務委託の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績および技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績および技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社杉原設計事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 夢洲消防出張所建設工事設計 (建築・設備) 業務委託

2 契約の相手方

株式会社東畑建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社東畑建築事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度学校標準図の改訂等設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 綜企画設計

3 随意契約理由

本業務は、学校の新增築等にかかる設計を行うにあたって、事前に必要となる書類調査・現地調査等を通じた課題の把握、課題解消に向けた新增築方針案の検討、学校標準図の改訂等を行うものである。

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、建築基準法等の関係法令の遵守や新增築に伴う計画敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、学校標準図に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社綜企画設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度密集市街地整備の進捗状況の把握及び今後のあり方についての検討調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社 都市・計画・設計研究所

3 随意契約理由

本業務は、密集市街地整備における進捗状況の把握を行うとともに、今後の中長期的なあり方の検討を行うもので、課税データや統計調査等を用いた評価指標の分析や本市施策における効果的な取組等の検討を行うものである。調査・分析から企画・提案等の一連の業務を的確に遂行するためには、建築・まちづくりに係る業務経験や専門知識、分析力が必要である。また、分析結果を踏まえた延焼危険性及び避難困難性の早期改善に向けた新たな取組等の検討を行うにあたっては、提案力・企画力等が極めて重要である。

これらの能力を有する事業者の選定にあたっては、本業務の性質及び目的が価格競争による入札に適さないため、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては（株）都市・計画・設計研究所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 市街地整備部 住環境整備課 密集市街地整備グループ
(電話番号 06-6208-9629)

随意契約理由書

1 案件名称

長居陸上競技場各所改修設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社NTTファシリティーズ

3 随意契約理由

本業務は、長居陸上競技場の各設備改修に係る設計を行うものである。また、本業務を行うにあたり、既設設備の機能維持及び施設利用者の安全に配慮した施工計画等を立てる必要がある。このように、本業務を遂行するにあたっては、既設設計図書を的確に把握する理解力、既設設備の改修方針の提案力をはじめ、施工や関係法令等についての専門知識など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、技術的提案により提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社NTTファシリティーズが最も優れている事業者であり、学識経験者で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（企画設計グループ）

（電話番号 06-6208-9349）

随意契約理由書

1 案件名称

浪速東住宅2・3号館設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社総合設備コンサルタント

3 随意契約理由書

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、市営住宅建替計画や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

堀川小学校外16校給食調理室空調機設置工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社 総合設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課
(電話番号 06-6633-2382)

随意契約理由書

1 案件名称

玉造小学校外16校給食調理室空調機設置工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 中央設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社 中央設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2382)